

岸ま建第 55 号
平成 27 年 6 月 1 日

岸和田市まちづくり推進部建設指導課

建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きの規定による審査について

建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きの規定による審査について、建築基準法施行規則第 3 条の 13 第 2 項に基づき、下記のとおり公表します。

記

建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きの規定による、建築基準法施行令第 9 条の 3 に定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準（建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算で、建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する方法によるもの）の審査は、建築基準法施行規則第 3 条の 13 第 1 項による特定建築基準適合判定資格者である建築主事が行う。

以上